

マイナンバー(個人番号)を記載した申告書等の提出時における本人確認

①本人が申告書等を提出する場合

◎本人が申告書等を提出する場合の本人確認は、番号確認と身元確認が必要となります。下記のア～エのいずれかの組合せの書類をご用意ください。

本 人 確 認				
		(納税証明書交付申請時における「本人確認」とは異なります。)		
	番 号 確 認 ※1	※2	身 元 確 認	※2
ア	個人番号カードの裏面	<input type="checkbox"/>	個人番号カードの表面	<input type="checkbox"/>
イ	住民票の写しや住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)	<input type="checkbox"/>	【顔写真付身分証明書(以下の書類から1点)】 運転免許証/運転経歴証明書//パスポート/ 身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/ <input type="checkbox"/> 療育手帳/在留カード/ 特別永住者証明書/税理士証票/顔写真付き学生証/ 顔写真付き身分証明書/顔写真付き社員証/ 顔写真付き資格証明書/戦傷病者手帳	<input type="checkbox"/>
ウ	住民票の写しや住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)	<input type="checkbox"/>	【身分証明書(以下の書類から1点)】 公的医療保険の資格確認書/年金手帳/ 児童扶養手当証書/プレ印字申告書/ 手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書	<input type="checkbox"/>
エ	住民票の写しや住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)	<input type="checkbox"/>	【身分証明書(以下の書類から2点)】 学生証(顔写真なし)/身分証明書(顔写真なし)/ 社員証(顔写真なし)/資格証明書(顔写真なし)/ 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書/納税証明書/ <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書/戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)/ 住民票の写し/住民票記載事項証明書/ 母子健康手帳/特別徴収税額通知書/ 退職所得の特別徴収票/納税通知書/ 源泉徴収票/特定口座年間取引報告書	<input type="checkbox"/>

※1 デジタル手続法の一部施行(令和2年5月25日)に伴い、これまで番号確認の手段として利用されていた「個人番号通知カード(通知カード)」は、廃止されました。経過措置により、廃止前に最新の住所・氏名等が記載されている「通知カード」は、廃止後も住所・氏名等に変更がない限り、個人番号を証明する書類として引き続き使用することができます。
 なお、「通知カード」廃止後の個人番号の通知は、「通知カード」に代わり「個人番号通知書」を送付する方法に変更されましたが、「個人番号通知書」は個人番号の証明書類としては使用できません。

※2 □は確認用としてご使用ください。

②代理人が申告書等を提出する場合

※郵送時は、写しを同封してください。

◎代理人が申告書等を提出する場合は本人の番号確認、代理人の身元確認、代理権の確認が必要となります。ア、イのいずれかの組み合せの書類をご用意ください。

本人確認				
(納税証明書交付申請時における「本人確認」とは異なります。)				
	本人の番号確認 ※1	代理人の身元確認 ※2	代理権の確認 ※2	
ア	<p>【以下の書類の写し】</p> <p>本人の個人番号カード(両面) 住民票の写しや住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)</p>	<p>【以下の書類から1点】</p> <p>代理人の個人番号カード/運転免許証/ 運転経歴証明書/パスポート/身体障害者手帳/ 精神障害者保健福祉手帳/ 療育手帳/ 在留カード/特別永住者証明書/税理士証票/ 写真付き学生証/写真付き身分証明書/ 写真付き社員証/写真付き資格証明書/ 戦傷病者手帳</p> <p><代理人が法人の場合></p> <p>登記事項証明書/印鑑登録証明書/ 地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書/ 納税証明書+ 当該法人との関係を証する書類(社員証等)</p>	<p>委任状(原本)</p> <p>【委任状の提出が困難な場合】 税務代理権限証書</p> <p>本人しか持ち得ない書類(例:個人番号カード、保険証等)</p> <p><input type="checkbox"/> プレ印字申告書</p> <p>手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書</p> <p>【法定代理人の場合】 戸籍謄本又はその他資格を証する書類</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
イ	<p>【以下の書類の写し】</p> <p>本人の個人番号カード(両面) 住民票の写しや住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)</p>	<p>【以下の書類から2点】</p> <p>公的医療保険の資格確認書/年金手帳/ 児童扶養手当証書/学生証(顔写真なし)/ 身分証明書(顔写真なし)/社員証(顔写真なし)/ 資格証明書(顔写真なし)/ 国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書/ 納税証明書/印鑑登録証明書/ 戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)/ 住民票の写し/住民票記載事項証明書/ 母子健康手帳/特別徴収税額通知書/ 退職所得の特別徴収票/納税通知書/ 源泉徴収票/特定口座年間取引報告書</p>	<p>委任状(原本)</p> <p>【委任状の提出が困難な場合】 税務代理権限証書</p> <p>本人しか持ち得ない書類(例:個人番号カード、保険証等)</p> <p><input type="checkbox"/> プレ印字申告書</p> <p>手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書</p> <p>【法定代理人の場合】 戸籍謄本又はその他資格を証する書類</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>

※1 デジタル手続法の一部施行(令和2年5月25日)に伴い、これまで番号確認の手段として利用されていた「個人番号通知カード(通知カード)」は、廃止されました。が、経過措置により、廃止前に最新の住所・氏名等が記載されている「通知カード」は、廃止後も住所・氏名等に変更がない限り、個人番号を証明する書類として引き続き使用することができます。
なお、「通知カード」廃止後の個人番号の通知は、「通知カード」に代わり「個人番号通知書」を送付する方法に変更されましたが、「個人番号通知書」は個人番号の証明書類としては使用できません。

※2 □は確認用としてご使用ください。